

令和6年度から適用される 個人住民税（市民税・県民税）の主な税制改正

上場株式等の配当所得等に係る課税方式の統一

上場株式等の配当所得等又は源泉徴収ありの特定口座内の株式等譲渡所得については、所得税と市民税・県民税において異なる課税方式の選択が可能とされてきましたが、令和4年度税制改正により、令和6年度以降は課税方式を所得税と一致させることとなりました。

この改正により、令和5年以降に発生するこれらの所得について、市民税・県民税申告書において課税方式を選択することはできなくなり、所得税の確定申告で選択した課税方式で市民税・県民税が課税されます。

所得税で上場株式等の配当所得等や源泉徴収ありの特定口座内の株式等譲渡所得を確定申告すると、これらの所得は市民税・県民税でも所得に算入されます。

このことにより、扶養控除や配偶者控除などの適用、非課税判定、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料などの算定に影響が出たり、各種行政サービスなどに影響が出たりする場合がありますのでご注意ください。

国外居住親族に係る扶養控除等の見直し

令和6年度分（令和5年中）の申告から、**30歳以上70歳未満の国外居住親族**で、以下のいずれにも該当しない場合については、控除対象扶養親族及び非課税限度額の算定となる扶養親族から除外されることとなりました。

- (1) 留学により国外居住者となった者
- (2) 障害者
- (3) 扶養控除を申告する納税義務者からその年における生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者

年齢別の適用可否は次ページの通りとなります。いずれの場合も、適用のためには一定の証明書類と、外国語の場合は翻訳文が必要となりますのでご注意ください（年末調整で既に提出済みの場合は不要です）。

| 国外居住親族の年齢 ※年齢は前年の12月31日時点 | 扶養控除の対象の可否 |
|------------------------------|-----------------------------------|
| 16歳～29歳 | 対象となる |
| 30歳～69歳 | 前ページの(1)～(3)のいずれにも該当しない場合、対象とならない |
| 70歳以上 | 対象となる |

森林環境税の創設

「森林環境税」とは、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から制定された「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」により、令和6年度から国内に住所のある個人に対して課税される**国税**です。

一人年額1,000円を市区町村が賦課徴収することとされており、その税収は、「森林環境譲与税」として市区町村や都道府県へ譲与されます。

なお、平成26年度より「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」の施行に伴い緊急防災事業の財源を確保するため、均等割額に一人年額1,000円が加算されていますが、令和5年度で終了するため、実質負担額は令和5年度と変更ありません。

※茨城県では、均等割のうち1,000円が「森林湖沼環境税」(**県税**)として徴収されています。

今回新たに創設された「森林環境税」(**国税**)と混同しないようご注意ください。